



みんなにやさしい社会

巻頭言

犯罪被害者等の置かれている状況と地域社会

すてっぷぐんま代表理事 足立 進

新聞やテレビを見ると、犯罪発生や犯人逮捕の報道が毎日なされ、社会的に注目される事件には特集も組まれます。こうした報道に接すれば、誰でも被害者に深い同情を覚えます。でも、それも一時的であり、関心はマスコミが報じる次の犯罪に向きます。

しかし、被害者はそうではありません。被害を受けたときから時間が止まります。被害が重大であればあるほど精神的、社会的、経済的に様々な不利益が次々と発生し、被害者やその周囲を苦しめます。そして被害の波紋は時間を掛けて次々と拡がり、犯罪被害を機に日常生活を営めなくなったり、被害を忘れようにも忘れられない心情になることも少なくありません。

しかし、私たちの多くは被害者の置かれた状況や

心情に通じていません(報道が伝える被害者や遺族の姿は点の情報に過ぎません)。そこで、その方々が健康を取り戻し、以前と同様の生活ができるよう回復のお手伝いをする必要があります。なぜなら、犯罪被害者は私たちの隣人ですし、被害者問題は私たちの問題でもあるからです。

地域から犯罪がなくなるのが理想ですが、そうならない現実があるなら、被害者に対し、地域をあげて必要な情報や施策を提供し、その回復を支援する態勢を組むことが求められます。こうした観点からみると、被害者支援における市町村の果たすべき役割は今後益々重要になると思います。(弁護士)



特集テーマ 「犯罪被害者の人権」

<掲載事項>

- 被害者の方がどのような不安や出来事に遭っているか
- 「生命のメッセージ展in桐生」を企画運営して
- 犯罪被害者支援と報道機関の役割
- 犯罪被害者の人権を守るために
- 法テラスの犯罪被害者支援業務について
- 被害者支援センターとしてすてっぷぐんまが行う支援活動は…

犯罪被害に遭うと…

「誰でもよかった」などという無差別な凶悪犯罪が後を絶ちません。それだけでなく、あらゆる犯罪が身の回りで起こっています。ある日突然、何の落ち度もない人々が犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、障害を負ってしまうのです。犯罪被害者やそのご家族・遺族は、犯罪そのものにより心身の被害を受けるだけでなく、その後も毎日の生活を続けながら、犯罪によって受けた傷とずっと向き合わざるを得なくなります。

しかしながら、周囲の人々はこうした状況や気持ちをよく理解しているとはいえず被害者が誤解されたり、さらに傷つけられたりといったこともしばしば起こっています。

被害者やそのご家族・遺族のために何ができるのか、もし不幸にして自分の身近な人が被害にあったらどのように向き合えばよいのか、私たち一人ひとりが、日ごろから、被害者の声に耳をかたむけ考えることが大切です。
(内閣府ホームページより転載)



11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者週間とは、12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

被害者等の方がどのような不安や出来事に遭っているか

警察は被害者等と最初に接する公的機関であり、従来から被害者支援に取り組んできました。犯罪の被害者等は生命、身体、財産などに対する直接的被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷や過剰な報道といったいわゆる「二次的被害」を受けることがあります。

悪いのは加害者であるはずなのに自分に隙があったのではないかと自責の念にとらわれたり、つらい話を何度も聞かれ、人目が気になり外出できなくなる方もいます。

また、被害後の生活に関して収入の途絶や医療費の負担、新たな居住場所の確保、雇用の維持など様々な問題に苦しめられています。

警察の捜査活動はこうした状況にある被害者等の心情を考慮しながら、できるだけ被害者等に負担をかけない方法で実施しておりますが、被害者等に対する支援は、被害内容や程度、置かれている状況等によ

って必要とする支援は一人ひとり異なるため、被害者等の立場に立った適切な支援を社会全体がサポートしていかなければならないと考えています。

なお、警察では犯罪被害者専用の相談窓口も設置しておりますので、犯罪被害でお困りの方は一人で悩まないで、最寄りの警察施設にご相談下さい。

群馬県警察本部
被害者支援室から



通報を受け現場に急行...

トピックス

「なぜ我が子が、先に逝かねばならぬ」「なぜ」「なぜ」母の『なぜ』に誰も答えてくれず」これは、悪質な交通事故により息子の命を奪われた方が綴ったメッセージの一部である。

理不尽にも愛する者の生命を断たれた人の悲しみや怒り、戸惑い、そして無念の思いがここに込められている。「生命のメッセージ展」には、犯罪や交通事故、医療過誤やいじめ、イッキ飲ませなどの行為によって、その命を断たれた犠牲者が主役のアート展。

彼らと等身大のパネルに遺品や写真、さらには家族のメッセージを添えて展示するこの会を8月14～16日、全国で初めて高校生45名が主体となって実行委員会をつくり、桐生市市民文化会館で開催した。

昨年、市内で起きた高校生による傷害致死事件を受けて、「いのちの尊さを伝えたい」という普遍的なテーマと高校生主催ということに大きな関心が寄せられ、高崎、前橋に続き本県では3度目の開催であるにも関わらず、3日間で来場者は延べ1千人に達した。この準備を進める中で多くの被害者の方と出会い、明るい笑顔の奥にある深い心の傷に触れてきた。

肉親や我が子を犯罪や事故で失われた方の怒り・悲しみはとうてい言葉で表すことはできず、被害経験のない私たちには理解することのできないほど大きなも

のかかもしれない。

それでも、この展示会に参加する遺族の方は、怒りや悲しみ、戸惑い、そして絶望を乗り越え、「自らの家族のことを知って欲しい。今ある命を大切にしたい。」と強く訴える。

犯罪や交通事故は私たちにも決して無縁のことではない。だから一人でも多くの人にこの展示と向き合ってもらいたい。被害者の方の話を聞いて欲しい。自らの命を見つめて欲しい。

他者の命を大切にすることは、先ず自らの命を大切にすることから生まれる。そうすることで理不尽な事件や事故は必ず減らせるはずである。

「生命の
メッセージ展
in桐生」を
企画運営して

実行委員長
長岡昇汰
(桐生高校)



展示会場の風景

犯罪被害者支援と報道機関の役割

犯罪被害者支援の取り組みと併行して、報道機関は行き過ぎた取材がもたらす報道被害の問題を真摯に見つめなければならない。大勢の記者が被害者を取り囲んで圧迫する「集団的過熱取材」や、被害の事実とは関係ないプライバシーの暴露など、人権尊重を掲げたはずのジャーナリズムが人権を害する愚行に走ってはならない。

「マスコミが悪い」という言葉がふと顔を出す昨今、地方紙の率直な思いとしては、東京から大挙押しかけスキャンダラスな素材ばかりをかき集める「ワイドショー的取材」と一緒にしないでほしいと、反論してみたくもなる。

ただ、取材の在り方は日々、問い続けている。記者はニュースの成算を求めて誘導するのではなく、被害者に静かに寄り添い、心の痛みを耳を傾ける。そうした「傾聴ジャーナリズム」からの発信が支援を広げる一つの方法だと思っている。

犯罪被害者支援の基本法や基本計画は県政や司法の関係者にこそ浸透したほうが、まだ“大手町限定の時事用語”の域を出ない。

心の通う報道を根幹に据えて、支援のメッセージが地域社会に根付いていくよう地域のメディアとして微力ながら協力したい。

上毛新聞社編集局
報道部長
関口雅弘



夜明け前の配達
新聞は人権に寄り添うメディアでありたいと願う。

犯罪被害者の人権を守るために

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

「人権」という言葉から、あなたはどんな印象を受けますか。

「とても大切なもの」「それとも「なんだか堅苦しくて難しいもの」、「自分には関係のないもの」でしょうか。

「人権」とは人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらに持っている権利です。

互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守っていけば、きっとみんなが幸せに暮らせる



人権イメージキャラクター
人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

前橋地方務局
人権擁護課
群馬県人権擁護
委員連合会

社会が築けると信じています。

私たち法務省の人権擁護機関は、地域住民の身近な相談相手である「人権擁護委員」と「法務局」が車の両輪のごとく力を合わせ、あなたとあなたのまわりのみんなの人権に対する配慮と保護を図るため、啓発や相談、救済の活動に取り組んでいます。

どんな些細なことでも気軽にご相談ください。お待ちしております。

平成21年度犯罪被害者等に関する標語：最優秀作品

(内閣府において標語募集、3,094点の応募作品の中から選ばれたもの)

田澤勇人様(愛知県)「考えよう 命の重み もう一度」



活動を紹介するリーフレット

○法テラスの犯罪被害者支援業務について

- 1 法テラス(正式名称は「日本司法支援センター」と言います)は、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現という理念のもとに設立された機関です。群馬県においても法テラス群馬地方事務所が前橋テルサの5階に開設されています。本日は、法テラスの行っている犯罪被害者支援業務の概略につきましてご紹介させていただきます。
- 2 相談窓口のご案内や法制度のご紹介
犯罪被害に遭われた方やご家族はどこに相談したらいいかわからないと思います。そこで法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている各種機関や団体との連携のもと「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。また、その被害に係る刑事手続に関与したり、被った損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供します。いずれも電話での利用が可能です。無料で。
- 3 弁護士のご紹介
さらに、弁護士による法律相談等の支援が必要な場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介します。弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託法律援助の制度をご利用いただくことが可能です。
- 4 昨年12月からは、刑事事件への被害者参加制度が始まりました。また、損害賠償命令制度も同時に導入されました。これに伴い、法テラスでは、経済的余裕のない方のために被害者参加人の意見を聴いて

国選被害者参加弁護士の候補者の指名を行っています。損害賠償命令制度の関係では民事法律扶助

をご利用いただくことが可能です。

- 5 法テラスでは犯罪被害者の方のためにさまざまな支援業務を行っておりますので、詳細については、法テラスのホームページをご覧ください。またはお電話にてご相談下さい。

法テラス
群馬地方事務所副所長
弁護士
堀口均



相談のひとこま

○被害者支援センターとしてすてっぷぐんまが行う支援活動は・・・

もし、あなたや身近な方が突然犯罪被害に遭ったとしたら・・・と考えると、とても恐ろしいことです。そのようなとき、多くの場合、ただ呆然となって何をしたらよいか、考える余裕などなくなってしまいます。

そのような状況になったとき、傍で支える人が必要です。すてっぷぐんまでは、犯罪被害相談員が関係機関との連携を取りながら、支援させていただいています。電話での相談や面接の相談をお受けしたり、必要に応じて弁護士や臨床心理士による専門的な相談も行っています。

また、直接の支援としては、病院や警察、検察庁、裁判所等への付き添いも行います。被害者の方は支援を受ける権利があります。少しでも早い時期に支援を受けられることによって、被害で受けたダメージを軽減できるようになればと願い、活動を行っています。

多くの方に「被害者支援センターすてっぷぐんま」の活動として、被害にあったときに支援を受けられると

いうことを知って頂く必要を感じています。

今後も、犯罪被害者の支援にご理解やご協力をいただけるための広報・啓発活動として、講演会や街頭啓発活動などを行ないます。皆様には、これからも地域社会全体で、そして一人一人が自分の身に置き換えて犯罪被害者支援に取り組んでいただけるようご協力をお願いいたします。

NPO法人
被害者支援センター
すてっぷぐんま



講演会・シンポジウムを開く

編集後記

一方的な理由で家族の命を奪われるなど悲しみにくれる犯罪被害者をつくりたくない。誰も犯罪の加害者にしたくない。地域での相互交流が少なくなっているが、『一緒に歩いていこう』という地域社会の支援がより必要なのだと思う。(こ)